

議案第 8 号

岩倉市情報公開条例の一部改正について

岩倉市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市情報公開条例の一部を改正する条例

岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号エ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改め、同項第2号イ中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。